

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

### 佐賀県規則第二十四号

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則（昭和四十二年佐賀県規則十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の法第二条第二項に規定する土地改良事業の項中

かんがい排水事業	25—100（ただし、多額の事業費を要する事業として知事が別に指定するダム建設事業に要する経費については20—100）
----------	---

を

かんがい排水事業	25—100（ただし、多額の事業費を要する事業として知事が別に指定するダム建設事業に要する経費については20—100）
基幹水利施設 ストックマネ ジメント事業	25—100（ただし、ダム、排水機場及び排水樋門に要する経費については20—100）

に、

「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「基幹農道整備事業」に改める。

様式第一号中「（土地改良法（以下「法」という。）附則第2項の規定による

貸付金の貸付けを含む。)」を削る。」「につき法第3条」を「につき土地改良法(以下「法」という。)第3条」及び「附則第10項」を「附則第13項」及び「その者から」を「その者は」に改め、「(法附則第2項の規定により貸し付けられた貸付金を含む。)」を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定(「農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業」を「基幹農道整備事業」に改める部分に限る。)及び様式第一号の改正規定は、公布の日から施行する。